ID: 350

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	割増金の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例　第10条
例規番号	平成8年条例第28号

【根拠条文】

（割増金）

第10条　市長は、料金の徴収を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日